右申立人から当裁判所昭和二四年一〇月一八日言渡した当裁判所昭和二四年(オ)第一七三号試掘出願不許可処分取消請求事件の判決に対し異議の申立があつたが、 理由がないからこれを却下し、異議申立費用は申立人の負担とする。

昭和二四年一一月四日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	長名	Э Ш	太 -	- 郎
裁判官	井	上		登
裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介
裁判官	穂	積	重	读